

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 9 号	
件 名	自治会等の事務委託費ほかについて	
要 旨	<p>契約書をなくして自治会事務委託費の支出はおかしい、契約の省略はできない事案です。</p> <p>1世帯94円支出されますが、契約書がない。どのような文書を契約書と言うのか。自治法があるはず。毎回審査はされません。自治会の文書を受理するだけ。以前から割増し申請2割以上が目立つから、定期的に照合、調査するようお願いしていました。不正・不適性行為は拡大するばかりです。放置した結果、A地区市民より行政苦情審査会に申立てがあり発覚。不正を認め、返金処理されました。</p> <p>市民協働課は、コミュニティ協議会、自治会は任意団体だから放置と言う。国は、許可、承認した責任があると言う。点検、照合すべきもの。市は公金管理を放棄している。予算・決算書等を10年以上も未提出の自治会がいっぱいです。監査委員事務局よりコミュニティ協議会もたくさんの指摘、指導を受けました。放置したまま何も改善、改良していないと言う（任意団体だから）。事務委託費は、予算・決算書を未提出の自治会には停止してもいいのではと勧告されました。でも何もしない。放置。指摘事項の文書さえ存在しない。都合の悪いのは廃棄でしょうか。野島副市長が市民生活部長時に、市長への手紙にいろいろ担当課長に確認してお返事をいただきました。何もできていない。文書さえ知らないと言う。</p> <p>自治会設立届がなくとも何もしない、問題ないと言う。要綱は受理と記入してある。補助金委託費支出なのに、暴力団排除条例さえ知らないと言う。コミ協、自治会のインボイス対応も何もできない。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	
付 託 年月日 委員会	令和6年12月3日	第1項 }) 第7項 } 市民厚生常任委員会
受 理	令和6年11月21日	第400号

繰越金ルールの記入方法は、各区で統一されていない。繰越金が拡大されても残金を放置している。いつまでも前例主義、変化に対応できない。議会において措置、要望等、働きかけていただきますよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 自治会委託費の世帯調査を定期的を実施すること。
- 2 予算・決算書は、公費だから必ず提出させること。
- 3 暴力団排除条例は、今までどおり放置、無視すること。
- 4 自治会設立届が紛失等でないのなら、自治会に申請すること。
- 5 インボイスはコミ協単位で丁寧に記入方法を説明すること。
- 6 繰越金の記入方法を統一すること。
- 7 監査委員事務局に指導、指摘されたら、部長が責任を持って対応すること。